

厚生労働大臣の定める掲示事項 (2024年6月1日現在)

【入院基本料について】

病棟の看護職員（看護師及び准看護師）の配置は次のとおりです。

《回復期リハビリテーション病棟入院基本料 3》

〔中央 6 階病棟 45 床〕 看護配置 15 対 1 看護補助者 30 対 1

看護職員（看護師及び准看護師）が 1 日に 9 人以上、看護補助者が 5 人以上勤務しています。

看護職員のうち 7 割以上が看護師です。時間帯毎（3 交代）の配置は次のとおりです。

・ 08：00～16：30 まで、看護職員 1 人当たりの受持ち数は 8 人以内です。看護補助者 1 人当たりの受持ち数は 15 人以内です。あわせて 1 人当たりの受持ち数は 5 人以内です。

・ 16：30～00：00 まで、看護職員 1 人当たりの受持ち数は 23 人以内です。看護補助者 1 人当たりの受持ち数は 45 人以内です。あわせて 1 人当たりの受持ち数は 15 人以内です。

・ 0：00～08：00 まで、看護職員 1 人当たりの受持ち数は 45 人以内です。看護補助者 1 人当たりの受持ち数は 45 人以内です。あわせて 1 人当たりの受持ち数は 23 人以内です。

《療養病棟入院基本料 1》

〔中央 2 階病棟 55 床・中央 3 階病棟 55 床〕 看護配置 20 対 1 看護補助者 20 対 1

看護職員（看護師及び准看護師）が 1 日に 9 人以上、看護補助者が 9 人以上勤務しています。

看護職員のうち 2 割以上が看護師です。時間帯毎（3 交代）の配置は次のとおりです。

・ 08：00～16：30 まで、看護職員 1 人当たりの受持ち数は 10 人以内です。看護補助者 1 人当たりの受持ち数は 8 人以内です。あわせて 1 人当たりの受持ち数は 5 人以内です。

・ 16：30～00：00 まで、看護職員 1 人当たりの受持ち数は 28 人以内です。看護補助者 1 人当たりの受持ち数は 55 人以内です。あわせて 1 人当たりの受持ち数は 19 人以内です。

・ 0：00～08：00 まで、看護職員 1 人当たりの受持ち数は 55 人以内です。看護補助者 1 人当たりの受持ち数は 55 人以内です。あわせて 1 人当たりの受持ち数は 28 人以内です。

〔中央 5 階病棟 50 床〕 看護配置 20 対 1 看護補助者 20 対 1

看護職員（看護師及び准看護師）が 1 日に 8 人以上、看護補助者が 8 人以上勤務しています。

看護職員のうち 2 割以上が看護師です。時間帯毎（3 交代）の配置は次のとおりです。

・ 08：00～16：30 まで、看護職員 1 人当たりの受持ち数は 9 人以内です。看護補助者 1 人当たりの受持ち数は 9 人以内です。あわせて 1 人当たりの受持ち数は 5 人以内です。

・ 16：30～00：00 まで、看護職員 1 人当たりの受持ち数は 50 人以内です。看護補助者 1 人当たりの受持ち数は 50 人以内です。あわせて 1 人当たりの受持ち数は 25 人以内です。

・ 0：00～08：00 まで、看護職員 1 人当たりの受持ち数は 50 人以内です。看護補助者 1 人当たりの受持ち数は 50 人以内です。あわせて 1 人当たりの受持ち数は 25 人以内です。

〔南 2 階病棟 52 床〕 看護配置 20 対 1 看護補助者 20 対 1

看護職員（看護師及び准看護師）が 1 日に 8 人以上、看護補助者が 8 人以上勤務しています。

看護職員のうち 2 割以上が看護師です。時間帯毎（3 交代）の配置は次のとおりです。

・ 08：00～16：30 まで、看護職員 1 人当たりの受持ち数は 11 人以内です。看護補助者 1 人当たりの受持ち数は 9 人以内です。あわせて 1 人当たりの受持ち数は 5 人以内です。

・ 16：30～00：00 まで、看護職員 1 人当たりの受持ち数は 26 人以内です。看護補助者 1 人当たりの受持ち数は 52 人以内です。あわせて 1 人当たりの受持ち数は 18 人以内です。

・ 0：00～08：00 まで、看護職員 1 人当たりの受持ち数は 52 人以内です。看護補助者 1 人当たりの受持ち数は 52 人以内です。あわせて 1 人当たりの受持ち数は 26 人以内です。

※ 受け持ち人数は、病棟や重症度、休日などの要因で変わることがあります。